

令和6年度

鳥羽市国民健康保険事業計画

令和6年3月

市 民 課

令和6年度 鳥羽市国民健康保険事業計画

1. 計画の目的

国民健康保険は、国民皆保険制度の根幹として重要な役割を担っており、誰もが安心して医療が受けられるように受診機会の確保や健康の保持・増進に寄与しています。

しかしながら、国保財政が抱える問題は、被保険者の減少に伴う歳入（保険税）不足見込や被保険者の高齢化、医療技術の高度化等による医療費の増加傾向等により、年々、財源の確保が大変厳しい状況となっています。

これら保険者の運営努力だけでは解決できない構造的な問題に対して全国的な議論の結果、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が施行され、平成30年度から国保財政を県に一元化して国保財政を運営しています。

今後も三重県と各市町が一体となって安定的な運営に努めていくこととなりますが、本市においても引き続き国保事業が効率的、効果的に運営できるように努めていく必要があります。

本計画は、このような状況のもと、国民健康保険事業運営の健全化に向けて効果的かつ効率的に事業を推進し、被保険者の健康の保持・増進を図るとともに、適正な保険給付を行うために必要な事項や取組等について定めるものです。

2. 基本方針

本市では、これまで基金等の財源を活用して国民健康保険事業の運営を行ってまいりましたが、その財源も枯渇したため、主に必要最小限の保険税率改定と一般会計からの繰入金等により、歳入歳出のバランスを図りながら国保財政を運営してきました。

しかし、今後も厳しい財政状況が見込まれる中で、鳥羽市国民健康保険データヘルス計画等の関連する計画を踏まえ、引き続き、健康づくり等の保健事業を推進するとともに、国の制度改正や県の運営方針等の動向を注視しながら、県や関係機関と協力・連携し、給付と負担のバランスを考慮しながら必要な財源の確保を図ることと国保事業運営の健全化と安定化に努めるものとします。

3. 主な取組内容

(1) 保健事業の推進について

継続した保健事業を実施することで、被保険者の健康の保持増進と医療費の抑制を図るとともに、疾病又は重症化の予防を実現するため、被保険者の心身や費用等の負担軽減に努める。

① 特定健康診査の実施

『鳥羽市国民健康保険特定健康診査等実施計画第4期』に基づき、生活習慣病の発症や重症化を予防するため、特定健康診査を実施する。

【具体的な取り組み】

- 受診票を送付するとともに、広報とばや、とばメール等を活用して周知に努める。
- 被保険者に対しては、受診票送付時にがん検診等の案内文書も同封し、受診者の利便性を高めることで相互の健診（検診）受診率の向上を図る。
- 市内医療機関に対しては、健康福祉課（健康係）と協力・連携し、がん検診等の説明を同時に行うことで相互の健診（検診）受診率の向上を図る。
- 保健事業で行う人間ドック受診者には、健診項目を特定健診と兼ねることで受診率の向上を図る。
- 受診率向上を図るため、引き続き受診料の本人負担分の無料化を行う。
- 健診受診履歴等に応じて、ナッジ理論※を活用した受診勧奨を行う。
- 電話による受診勧奨に加え、フェイスブック等インターネットを活用した受診勧奨や周知、啓発を実施する。
- 受診状況を把握し、受診率の低い世代や地域に対し、臨戸訪問や再通知による受診勧奨を行う。
- 受診者には、健診結果を分析した通知を送付し、健康意識の向上を図り、継続した受診に繋がるよう努める。
- 翌年度の健診対象者（40歳前）に対し、特定健康診査や人間ドック等の案内文書を送付し、受診率の向上を図る。

【特定健康診査受診率】

令和6年度目標	令和4年度実績
55.5%	55.2%

※ナッジ理論とは、選択の余地を残しながらもより良い方向に誘導する、または最適な選択ができない人だけをより良い方向に導く行動科学の理論。
厚生労働省「受診率向上施策ハンドブック(第2版)より

② 特定保健指導の実施

『鳥羽市特定健康診査等実施計画第4期』に基づき、動機付け支援及び積極的支援に階層化されたかた（利用者）を対象に生活習慣の改善を促し、生活習慣病の予防に努める。

【具体的な取り組み】

- 利用者には、個人通知により案内するとともに、未利用者に電話等で参加勧奨を実施する。
- 利用者のニーズに応えるため、個別指導及び集団指導を実施する。
- 健康づくり事業の紹介、参加の呼びかけを行う。
- ICTを利用した保健指導を実施し、実施率の向上を図る。

【特定保健指導実施率】

令和6年度目標	令和4年度実績
15.0%	3.8%

③ 健康普及事業の実施

被保険者の健康の維持・増進に寄与するため、健康づくりを実施する。

【具体的な取り組み】

- 近隣の総合病院等で人間・脳ドック事業を実施する。
- ドック事業の実施について、広報とば等で被保険者に広く周知し、定員割れがあった場合は、2次募集を実施することで受診者数の確保に努める。
なお、定員超過の際は、抽選により受診者を決定する。
- 三重県や三重県国民健康保険団体連合会と連携すると共に、国保データベース（以下「KDBシステム」という。）等を利用することで、市民一人ひとりの医療・介護等の情報から地域の健康課題を整理・分析する。
- 上記の分析結果等から、社会参加を含むフレイル対策等の一体的な取組（口腔ケアや食生活、運動等）について、地域住民や医師会、県等の関係先、地域包括支援センターや後期高齢者医療制度、介護保険等担当部署と協力・連携し、取組を検討する。

④ 糖尿病性腎症重症化予防への取組

将来、人工透析治療となるおそれのあるかたに対し、少しでも人工透析等への移行が予防・延伸されるように受診勧奨や保健指導を実施する。

【具体的な取り組み】

- 健診データやKDBシステム等を用いて地域における課題の分析を行う。
- 明らかになった課題について、関係部署（保健師等）と連携し、対策については、医師会や県等の関係団体からの助言や連携をもとに受診勧奨を行う。
- 志摩医師会や志摩市と連携し、地元医師からの助言をもとに保健指導を実施する。

(2) 医療費の適正化について

被保険者の高齢化、医療の高度化等により医療費が増加する中で、国民健康保険財政の健全な運営を図るため、医療の実態を把握・点検し、医療費の適正な支出と抑制に努める。

① レセプト点検の実施

医療機関から請求されるレセプト（診療報酬明細書）の内容や国保資格を点検し、適正な医療費の請求に努める。

柔道整復患者に対する内容の調査や重複受診等の調査を実施し、適正な医療費の請求に努める。

【具体的な取り組み】

- レセプト・柔道整復患者に係る点検（重複・頻回等を含む。）を外部委託により実施する。
- 委託結果やKDBシステム、国保連合会が作成するリストを活用し、関係部署（保健師）と連携した指導・相談業務を実施する。

② 医療費通知の実施

被保険者の健康意識の向上と医療費の適正化を図るため、医療費通知書を送付する。

【具体的な取り組み】

- 医療機関等で受診した内容を世帯主に通知する。
年2回通知とし、1月～11月診療分を1月に、12月診療分を2月に通知する。
（1年間分となる。）

③ 後発医薬品の普及促進

被保険者の負担軽減と医療費の抑制を図るため後発医薬品の普及促進に努める。

【具体的な取り組み】

- 後発医薬品差額通知書を年2回送付する。（5月診療分、11月診療分）
- 後発医薬品希望シールを全世帯に配布する。配付方法は、保険証の更新による発送時（7月）に、後発医薬品希望シールを同封する。
また、各連絡所等に希望カードを設置し、窓口での配付にも努める。
- 後発医薬品の利用について周知を図り、利用の推進に努める。

④ 第三者行為求償事務の取組強化

第三者による不法行為（以下「第三者行為」という。）に対する保険給付が適正に執行されるように取り組みを強化する。

【具体的な取り組み】

- 広報とば等を利用して第三者行為の届出義務について周知を図る。
- 損害保険関係団体との覚書締結により必要に応じて届出を依頼する。
- 消防署から提供される出場記録を活用し、健康福祉課と情報共有しながら相互にレセプト等を確認する。
- 国保連合会への求償委任を速やかに行うとともに、必要に応じて顧問弁護士や第三者求償事務アドバイザー等に相談する。
- 届出に要する日を前年度実績から3%程度短縮するように努める。

(3) 保険税の適正な賦課・収納率向上について

国民健康保険事業の健全な運営を図るため、保険税の財源確保並びに収納対策による収納率の向上及び負担の公平性を確保し、適正な賦課・徴収に努める。

① 財政状況及び税率改定の分析

国民健康保険制度の安定的な運営を図るため、国保財政の状況を把握し、財源の確保に必要な税率の見直しについて分析を行う。

【具体的な取り組み】

- 医療費等の推移に注視し、保険者努力支援（国）や保険者取組支援（県）等の交付金を活用しながら必要な財源の確保に努める。
- 被保険者数等の推移に注視し、保険税の収入確保に努める。
- 国民健康保険事業費納付金や県が公表する標準保険料率等を参考に税率改定等について検討し、令和11年度の資産割廃止に向けて計画的に改定する。
- 国民健康保険の財政状況を早期に分析し、財源の確保に努めるとともに、財源不足が生じるおそれのある場合は、県や市の財務部局に相談し解決方法を検討する。

② 収納率向上対策の実施

国民健康保険制度の趣旨及び税負担の公平性確保の観点から、引き続き収納率向上のための取り組みを実施する。

【具体的な取り組み】

- 税務課と協力して、徴収率向上に取り組む。
- 口座振替の促進やコンビニ収納、スマートフォン等の電子機器による決済サービスを実施する。
- 納税者の利便性と収納率向上を図るため、夜間窓口を設置し、納付相談を行う。
- 未納者に対して、文書催告をその都度行うことで納付を促す。

【収納率及び口座振替】

年 度	現年度分収納率	滞納繰越分収納率	口座振替世帯数の割合
令和4年度実績	96.11%	38.02%	59.06%
令和5年度見込	96.00%	40.00%	58.50%
令和6年度目標	97.27%	45.00%	59.00%
三重県国民健康保険運営方針	97.27%	-	-

※令和5年度収納率はR6.1時点の見込、口座振替世帯数の割合は目標値とする。

③ その他適正な賦課の実施

賦課に必要な所得の把握に努めることで、被保険者の負担軽減を図るほか、居所不明な被保険者の実態を調査し、適正な賦課に努める。

【具体的な取り組み】

- 所得を把握できない被保険者に対して、通知の送付や電話勧奨、臨戸訪問により、住民税申告又は簡易申告を求める。
- 『鳥羽市国民健康保険居所不明被保険者資格喪失確認事務取扱要領』に基づき、居所不明者については、適切な処理に努める。

(4) 被保険者資格の適正化について

国保資格の取得・喪失管理に努め、国保運営の健全化を図る。

① 被保険者資格の適正化

住民異動届や国民年金被保険者情報を活用して資格適用を行うとともに、資格喪失者の把握による届出勧奨を行う。

【具体的な取り組み】

- 戸籍係が作成する住民異動届により、取得・喪失手続きを行う。
- 被用者保険加入などによる喪失者に喪失届の勧奨を促す。
- 国・県からの通知をもとに伊勢年金事務所と協議・作成した「国民健康保険の被保険者資格に係る確認事務について（手順書）」に基づき、健康保険・厚生年金への加入状況を確認する。
- オンライン資格確認等システムを活用した加入勧奨ファイルをもとに、資格の適正化を図る。

② オンライン資格確認

保険医療機関で療養の給付を受ける場合の被保険者資格の確認について、個人番号カードによるオンライン資格確認を行う。

【具体的な取り組み】

- 個人番号カードの取得促進に向けて、保険証更新時等における案内文書や広報とば等において周知に努める。
- 国、保険者、医療機関等は、個人番号カードによるオンライン資格等の手続きにより医療保険事務が円滑に実施される。
- 患者本人や医療機関等において、特定健診データや薬剤情報等の経年データの閲覧が可能となり、加入者の疾病又は重症化の予防・健康づくりや重複投薬の削減等が期待できる。
- マイナンバー登録のあるかたへの通知や負担割合等のチェック機能を国の通知に基づき適切に実施する。

③ 短期証等の発行

被保険者間の負担の公平を図るため、短期被保険者証及び被保険者資格証明書（以下「短期証等」という。）を交付する。

【具体的な取り組み】

- 税務課と密に連携し、『鳥羽市国民健康保険短期被保険者証及び被保険者資格証明書交付基準』に基づき、短期証等を発行する。
- 交付時は、対象者との折衝、納付相談に努めた上で、短期証等を発行する。

④ 被保険者証の廃止後

令和6年12月に保険証が廃止されることから、マイナ保険証及び資格確認書の適切な管理に努める。マイナ保険証の登録がないかたについては、資格確認書を交付する。保険証廃止後の手続きについては、誤りなく処理できるよう保険年金係の職員だけでなく連絡所の職員にも事務処理方法の理解を徹底させる。

【具体的な取り組み】

- マイナ保険証の登録状況を確認し、登録のないかたには、保険証の廃止時に向けて資格確認書を交付する。
- 資格確認書の処理・交付方法を理解し、適切な資格管理に努める。
- 加入や脱退等の届出・手続きは、廃止後も必要であることを広報等で周知する。
- 保険証の廃止後も滞納者との接触の機会に努める。

(5) その他国民健康保険の適正な運営への取り組み

国保事業の円滑な運営及び被保険者への制度周知に努めること。

① 国や県への対応

国等の制度改正に注視し、国保事業に必要な財源の確保に努める。

【具体的な取り組み】

- 国に対し、必要に応じて要望・提言を行う。
- 県に対し、制度内容の把握に努めるとともに、必要に応じて要望・提言を行う。

② 被保険者への情報提供

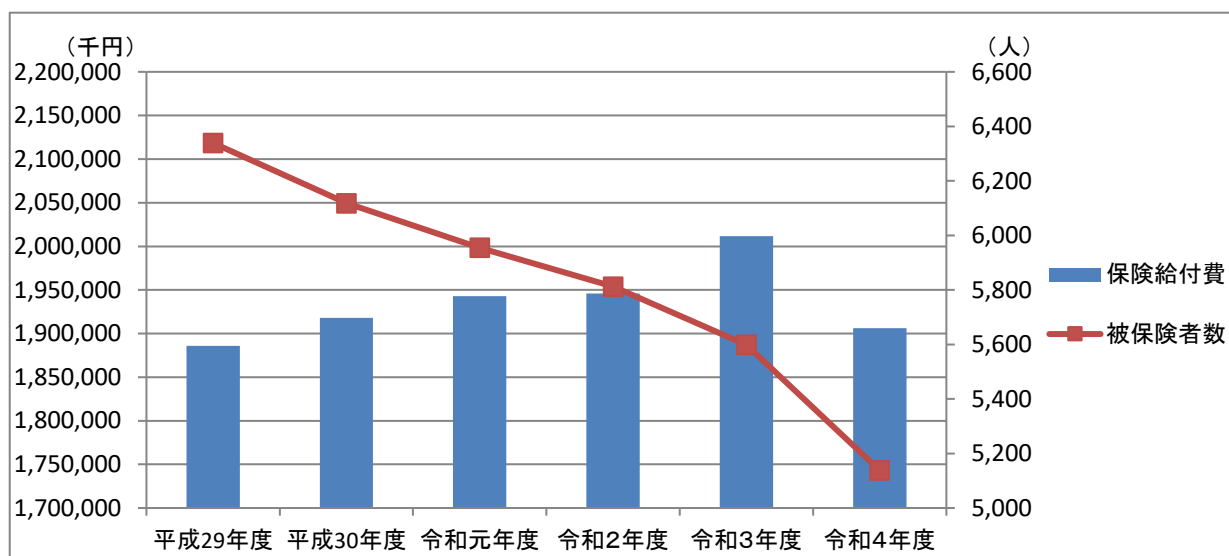
国保財政の状況及び制度の概要について、広報とばやホームページを通じて、市民に広く周知する。

【具体的な取り組み】

- 国保の財政状況を広報とばに掲載する。
- 国の制度改正の概要や保険税の改正を広報とばやホームページ等を利用して、分かりやすく周知する。
- 地域共生社会や臓器提供等といった保険財政に直接影響するもの以外に関する取組等の情報提供にも努める。

参考資料

被保険者数と保険給付費の推移



各年度末 (単位:人)

被保険者数	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般	6,278	6,107	5,955	5,812	5,599	5,138
退職	61	11	0	0	0	0
合計	6,339	6,118	5,955	5,812	5,599	5,138
増減	△ 372	△ 221	△ 163	△ 143	△ 213	△ 461

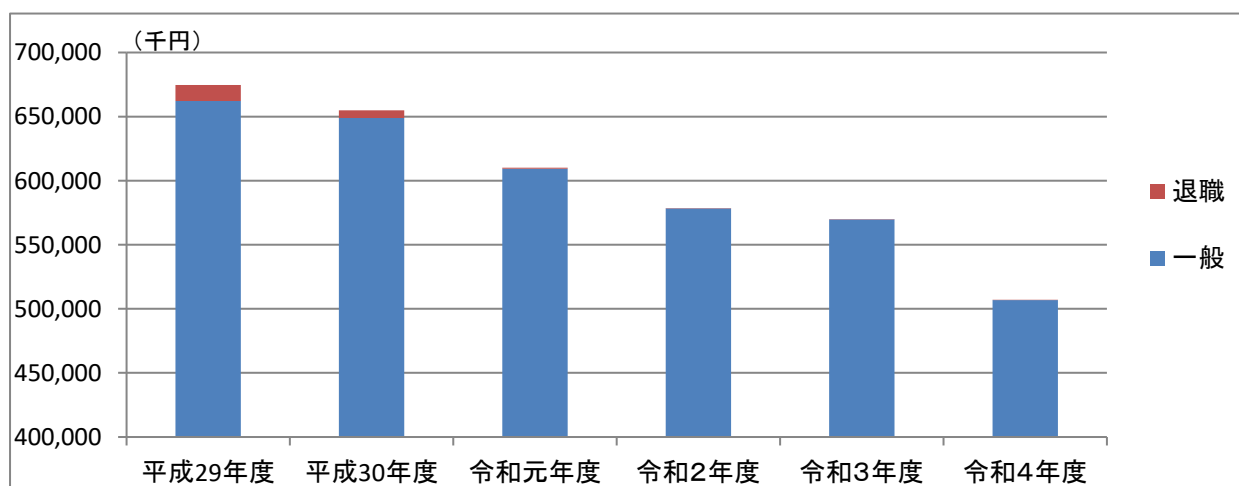
国民健康保険事業状況報告書(事業年報A表)より抜粋

(単位:千円、人)

保険給付費	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般	1,835,642	1,901,202	1,936,190	1,940,613	2,006,159	1,900,621
退職	45,149	10,938	1,432	0	0	0
小計	1,880,791	1,912,140	1,937,622	1,940,613	2,006,159	1,900,621
審査支払手数料	5,254	5,730	5,092	5,238	5,373	5,416
合計	1,886,045	1,917,870	1,942,714	1,945,851	2,011,532	1,906,037
被保険者数	6,339	6,118	5,955	5,812	5,599	5,138
一人あたり保険給付費	298	313	326	335	359	371

国民健康保険事業状況報告書(事業年報)B表(1)より抜粋

保険税の収納状況



(単位:千円)

保険税	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般	662,072	648,888	609,431	578,288	569,793	506,939
退職	12,551	5,862	662	14	48	48
合計	674,623	654,750	610,093	578,302	569,841	506,987
増減	△ 22,658	△ 19,873	△ 44,657	△ 31,791	△ 8,461	△ 62,854

鳥羽市の国保((2)保険税の収納状況)より抜粋